

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局施設課長

学校施設等の解体、改修等における石綿の飛散防止について（通知）

学校施設等におけるアスベスト対策については、これまでも平成 25 年 9 月 30 日付教施第 901 号「学校施設等における吹付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査等について」などにより、関係法令や通知等を遵守し、適切に実施するようお願いしているところです。

この度、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）が改正され、本年 6 月 1 日から施行されることから、関係法令等に関する資料を次のとおり送付しますので、施設の解体、改修等に当たっては、関係法令等の内容を再度確認し、石綿の飛散防止について徹底してください。

なお、アスベスト含有成形板については、石綿障害予防規則では、解体等作業時の届出は不要であるなど、吹付けアスベストやアスベスト断熱材等とは異なる取扱いとなっていますが、その切断や破砕作業により、石綿粉じんを飛散させることから、解体、改修等に当たっては、アスベスト含有成形板についても適切に対処するようお願いいたします。

記

1 送付資料

（1）別紙 1 「関係法令による規制の概要」（北海道アスベスト対策ハンドブックから抜粋）

- ・労働安全衛生法、石綿障害予防規則による規制
- ・大気汚染防止法による規制
- ・建設リサイクル法による規制
- ・廃棄物処理法による規制

※詳細は、「北海道アスベスト対策ハンドブック」をご欄ください。

<http://pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/g-khz/01/asbestobook.pdf>

（2）別紙 2 改正「石綿障害予防規則」（平成 26 年 6 月 1 日施行）の概要（厚生労働省ホームページから抜粋）

（3）別紙 3 「石綿障害予防規則」（平成 26 年 6 月 1 日施行）新旧対照表（厚生労働省ホームページから抜粋）

※詳細は、厚生労働省ホームページをご欄ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoryuijiku/index.html

（4）別紙 4 「アスベスト含有成形板の飛散防止について」（北海道アスベスト対策ハンドブックより抜粋）

施設助成グループ

担当：佐々木

TEL 011-231-4111（内 35-480）